



④地域生活支援事業:備考欄

--

旧体系事業について

①事業所の箇所数と利用対象者

事業種別名	箇所数	利用対象者
共同作業所	5	当該自治体以外も対象
通所授産施設	1	当該自治体以外も対象
小規模通所授産施設	2	当該自治体以外も対象

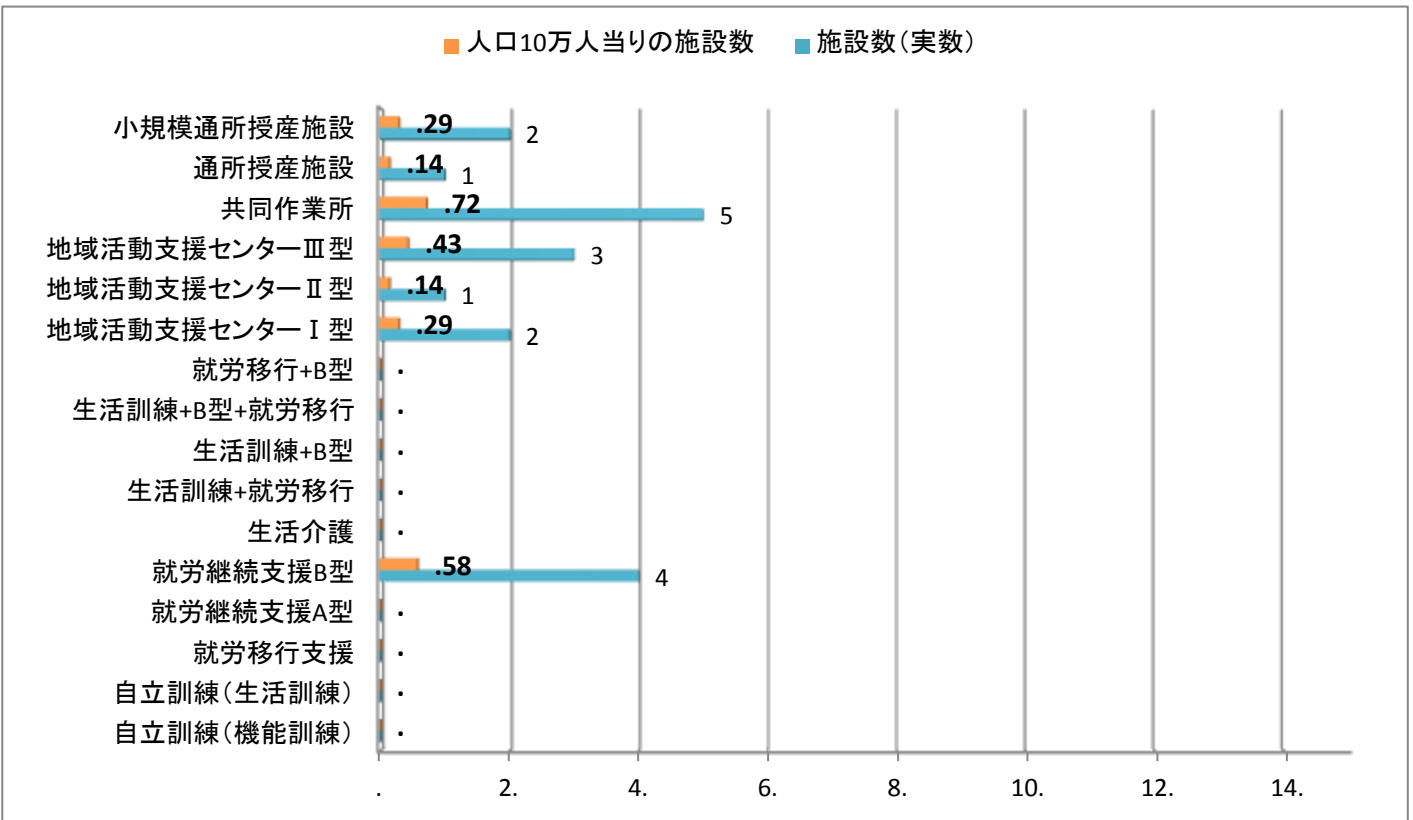
②当該自治体からの独自補助の有無

補助の種類	補助基準	対象
利用者通所交通費	80000(年額)×交通費補助対象者(4月初日における利用者のうち、交通費費用を要する申請をした人と年度内に増員が	当該自治体のみ対象
家賃補助		
昼食費補助		
人件費補助		
利用者実績加算	利用実績が5日以上の場合30,000(月額)、5日以下の場合15,000(月額)を年度初めに概算払い。年度末に実績清算。	当該自治体のみ対象
利用者交通費振込手数料	1ヶ月に要する交通費振込手数料(年額)	当該自治体のみ対象

③その他 備考欄

旧体系の利用者実績加算金は、基本は対象経費についての枠がほぼないため、家賃補助的に充当していた。新法給付事業においてのサービス推進費は17000円と実質相当の減額となるため、新たに家賃補助がされている。が、家賃の負担がない事業所(区建物の無償貸与など)は当然家賃補助はないということになる。(区内では7月現在1ヶ所。今後はもう1ヶ所が相当すると思われる)

人口比で見る事業所数 (対10万人に対する事業所数)



自立支援協議会について

<input checked="" type="radio"/> 設置している <input type="radio"/> 設置していない	部会名	相談支援専門部会	防災部会	精神障害者の就労支援部会
		障害者福祉情報サービス部会		